

職業能力開発促進法第十五条の八第一項及び職業訓練の実施規定に基づく計画

### 総則　計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び転職に当たつての円滑な再就職に資するよう、労働者に對して適切な職業能力開発を行いう必要がある。このため、都道府県、事業主等が行う職業能力開発を行う必要がある。「職業能力開発促進法」（昭和四十四年法律第六十四号。以下「能開法」という。）第十六条第一項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」といいう。）の充実を図ることにより、労働者の求職の実施等に含む。以下「公共職業訓練」といいう。

ににおいて実施する職業訓練（能開法第十五条の七第三項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「委託訓練」という。）及び職業訓練（平成二十三年法律第十一条第一項の規定による特定期間（以下「計画期間」という。）の充実を図ることにより、労働者の求職の実施等に含む。以下「公共職業訓練」といいう。）の充実を図るものである。また、公職業訓練の実施を図り、公職業訓練の対象者及び期間（以下「計画期間」という。）の充実を図るものである。通じて、公職業訓練の対象者及び期間（以下「計画期間」という。）の充実を図るものである。本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象者及び期間（以下「計画期間」という。）の充実を図るものである。本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象者及び期間（以下「計画期間」という。）の充実を図るものである。

率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。公共職業安定所、地方公共団体等関係機関との連携を図り、効率的・効果的な公共職業開発施設は、本計画を実施する際、都道府県労働局共職業の数及び期間（以下「計画期間」という。）の充実を図るものである。本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象者及び期間（以下「計画期間」という。）の充実を図るものである。本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象者及び期間（以下「計画期間」という。）の充実を図るものである。

計画期間は、令和二年四月一日から令和三年三月三十日ま

でとする。

計画の改定

には改定を行うものとする。

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合

労働市場の動向と課題等

に進んでいるものの、少子高齢化・人口減少社会が進展する中、我が国の持続的な経済成長のためには、働き方改革の推進等を通じた非正規雇用労働者の待遇改善、長時間労働の是正、安全で健康に働くことができる職場づくり、柔軟な働き方がしやすいう環境整備・賃金引き上げのための支援、人材育成の強化・人材確保対策・地方創生への転換・再就職支援、人材の支援、雇用吸収力、付加価値の高い産業への転換・再就職のための支援、人材育成の強化・人材確保

の向上を図ることが喫緊の課題である。

こうした中、いわゆる就職氷河期世代は、現在、三十代半ばから四十年代半ばに至っているが、雇用環境が厳しい時期に就職づつ、個々人の状況に応じた支援が求められている。また、企業が付加価値の高い分野又は医療・情報通信分野又は医療・情報通信分野への中、いわゆる就職氷河期世代が抱える固有の課題へ希望する就業とのギャップを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援が求められている。そのために必要となる人材の育成を行っていくことが重要な要素であり、公的職業訓練のあり方を不斷に見直していくことが重要である。公的職業訓練の向上を図ることが喫緊の課題である。

このため、これらの課題等に的確に対応する離職者の再就職、I.T.の実現力を習得する訓練をはじめとする人材の育成が求められる分野又は医療・情報通信分野への中、いわゆる就職氷河期世代が抱える固有の課題へ希望する就業とのギャップを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援が求められている。また、企業が付加価値の高い分野又は医療・情報通信分野への中、いわゆる就職氷河期世代が抱える固有の課題へ希望する就業とのギャップを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援が求められている。

このため、これらの課題等に的確に対応する離職者の再就職、I.T.の実現力を習得する訓練をはじめとする人材の育成が求められる分野又は医療・情報通信分野への中、いわゆる就職氷河期世代が抱える固有の課題へ希望する就業とのギャップを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援が求められている。

に資する公的職業訓練を実施するとともに、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、若年者については、完全失業率が年齢計に比べて相対的に高水準で推移し、フリーターの数についても、平成三十年で百四十三万人と五年連続で減少している一方、平成三十年と同属性の三十五、四十四歳の層は平成二十四年以降五十万人と六十万人台の水準で推移している。また、ニートである若年者が国社会を支えていく若年者が職業能力を高めることで、今後の我が國の社会を支えていくべき若年者にとって良好な雇用機会の創出やその育成のために施策を重点的に実施する必要がある。あわせて、能開法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書へ以下「ジヨブ・カーデ」という。)を活用し、若年者の職業能力向上を図り、安定的な雇用への円滑な移行を促進することは、出産・子育ての時期にある年齢層のための施策を重点的に実施するものである。また、女性については、出産・子育ての時期にある年齢層のための施策を重点的に実施するものである。

就業率が低い状況にあり、女性の活躍を促進するため、出産等でキャリアを中断した女性の再就職を支援することが重要である。  
就業率が低い状況にあり、女性の活躍を促進するため、出産等でキャリアを中断した女性の再就職を支援することが重要である。

計が可能となる社歴を実現するため、何歳になつても学び直し設  
ぎても多くの者が就業している。高齢者については、何歳になつても学び直し設  
働き続けたいといふ者も多い状況にある中で、政府としては、現に六十歳を過ぎ  
環境整備を図る方針であることを踏まえれば、改正も含めの安定等の雇用の安  
の実現に向けて、高齢者の継続雇用や再就職に向けた職業現役も含めの安定等の雇用の安  
きた熟練技能者が、徐々に職業生活からの引退過程を迎えて開発施策を一層充実させていくことが重要である。  
また、我が国の基幹的な産業であるものづくり現場を支えていって開発の機会を確保する  
に資する公的職業訓練を実施するとともに、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。



離職者を対象とする公的職業訓練については、人材不足が深刻である。さらに、在職者訓練の受講者数は、令和元年十一月末現在で五千六百八十八人であった。月末現在で五千六百八十八人である。年四月末までの訓練修了者等の訓練修了後三箇月の就職率は同年七月で同様である。

計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

注 い る。

の施設内訓練（公共職業能力開発施設内で実施する訓練をいう。以下同じ。）が八十四・八パーセント、委託訓練が七十一・三パーセント、実践コースが六十一・四パーセントであった。

注 職業訓練コースから雇用保険適用就職率を目指設定に用いて

施設内訓練は令和元年八月末までの、委託訓練は同年七月までの、求職者支援訓練について、平成二十六年四月に開講した。

末までの、求職者支援訓練の基礎コース及び実践コースは同年十

五万八千六百五十五人であり、学卒者訓練については、同年十一月末現在で五千六百八十八人である。

号）第二条第一項に規定する生活困窮者をいう。以下同じ。）の自立・就労を支援する必要性が高まっていることから、地方公共団体等関係機関との連携を強化した上で、母子家庭の母、父子家庭の父、生活保護法第六条第一項に規定する被保護者や生活困窮者に対する職業能力開発を含めた就労支援の充実を図ることが必要である。

二 令和元年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和元年度の新規求職者は令和元年十一月末現在で三百十六万三千六百九十二人であり、そのうち、求職者支援法第二条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は令和元年十一月末現在で百四十二万三千三百八十九人であった。

そうした中、令和元年度の公的職業訓練の受講者数は、公共職業訓練（離職者訓練）については、令和元年十一月末現在で七万四千五十八人であり、求職者支援訓練については、同月末現在で一万三千七百八十三人であった。

また、令和元年度の就職率は、公共職業訓練（離職者訓練）

(2) パートセンターセントを指す。

離職者訓練の内容

離職者訓練については、職業能力に係る労働力を需給のミス

マッチを解消するため、知識の付与及び実習による技能の習得などを、訓練の内容に応じた様々な民間教育訓練機関を開設する施設（法第十六条第一項又は第二項の規定に基づき設置する施設）が、就職率は施設内訓練で八十分、委託訓練で七十五人、就職率は施設内訓練で八十分、委託訓練で七十五人、就職率は施設内訓練で八十分、委託訓練で七十五人とする。

するものとする。

また、離職者訓練の対象者数のうち、十三万五千五百人においては、委託訓練として実施するものとする。委託訓練は実践的職業能力の付与が必要な者に対する日本版デュアルシステムとして、それぞれ実施するものとする。

や、今後成長が見込める医療、情報通信分野等においては、委託訓練につい人材不足が深刻な建設、保育、介護等の分野で充実する。

人についても、委託訓練として実施するものとされる。

練につい人材不足が深刻な建設、保育、介護等の分野で充実する。

を図るものとし、その対象者数のうち、八千五百人にいたる。

は、今後成長が見込める医療、情報通信分野等においては、委託訓練として実施するものとする。

人については、委託訓練として実施するものとする。

まつ、離職者訓練の対象者数のうち、十三万五千五百人においては、委託訓練として実施するものとする。

するものとする。

な分野、成長が見込まれる分野等における人材育成に重点を置きつつ実施する。

また、公的職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き継ぎ、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡・協議の場を設けるとともに、産業界・教育訓練機関団体等の協力も得ながら、職業能力評価制度、民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン等の更なる整備及び普及も進めていく。

(1) 公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

計画期間中に実施する離職者訓練の対象者数は、十五万八千百六十四人とする。

施設内訓練として実施するものとする。施設内訓練のうち、二千人以下（日本版デュアルシステム」という。）として実施

離職者訓練の対象者数のうち、二万三千人については、施設内訓練として実施するものとする。施設内訓練のうち、二千人以下（日本版デュアルシステム」という。）として実施



## 二

(2)	(1)	と の連携強化の下、ジヨブ・カーデを活用したキャリアコンサルティングへ能開法第二条第五項のキャリアコンサルティングをいう。以下同じ。
するものとする。 するものとす る業務の変化 に応じては、 在職者訓練の内 容	するものとす る業務の変化 に応じては、 在職者訓練の内 容	この度、民間業界の職業訓練機関が、民間教育訓練機関による業務の変化に応じて、在職者訓練の内容を改めることで、より効率的な訓練を実現するため、公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等を増加させることとした。この度は、民間業界の職業訓練機関が、民間教育訓練機関による業務の変化に応じて、在職者訓練の内容を改めることで、より効率的な訓練を実現するため、公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等を増加させることとした。

術等に対応した職業訓練の実施に取り組む。

また、能開法第十五条の七第一項第四号に規定する職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）等に設置した生産性向上人材育成支援センターによる在職者訓練のコーディネート、生産性向上のための支援、IT理解・活用力を習得するための事業主支援等を行い、民間人材等を活用した在職者訓練を拡充することにより、中小企業等の労働生産性向上等に向けた人材育成を支援する。併せて、七十歳までの就業機会の確保に向けた中高年齢者に対する訓練を実施する

（1）地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、真に必要とされている在職者訓練の訓練コースの設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即した実施方法等により行うものとする。  
（2）公共職業訓練へ学卒者訓練の実施のための取組  
（3）会の効果的な在職者訓練の実施のための取組

（2）  
計画期間中に実施する学卒者訓練の対象者数は、五千八百人とする。  
（3）  
学卒者訓練の対象者数は、五千八百人とする。  
（4）  
学卒者訓練の対象者数のうち、四千人については専門課程による公共職業訓練として、千七百人については応用課程による公共職業訓練として、百人については普通課程による公共職業訓練として、それぞれ実施するものとする。専門課程については、三百人については、三百人にのぼる公共職業訓練の対象者数のうち、三百人については日本版デュアルシステムとして実施するものとする。

（2）  
学卒者訓練の内容  
（3）  
学卒者訓練については、新規高等学校卒業者等を対象に、ものづくりの現場の戦力となる高度な実践技能者の育成を図ることを目的とした比較的長期間の公共職業訓練を実施するため、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させることとする。なお、第四次産業革命の進展に対応するための職業訓練の実施に構築、運用管

組む。

効果的な学卒者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練コースの見直

しを行ふものとする。学卒者訓練の訓練コースのうち、定員

の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、そ

の原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを

図るものとする。

また、低所得世帯の者に対し、経済的負担を軽減すること

により、職業に必要な技能・技術・知識を習得する機会の強化

を図るため、学卒者訓練における支援措置を実施する。

#### 四

(1)

障害者等に対する公共職業訓練の対象者数等

対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する障害者等に対する公共職業訓練の対

象者数は、六千八百三十人とする。

障害者等に対する公共職業訓練の対象者数のうち、二千九百八十人については、施設内訓練として、三千八百五十人に

(2)

ついては、委託訓練として実施するものとする。

また、就職率は施設内訓練で七十パーセント、委託訓練で五十五パーセントを目指す。

五十五パーセントを目標とする。

障害者等に対する公共職業訓練の内容

また、都道府県が能開法第十六条第一項の規定に基づき設置する職業能力開発校において、精神保健福祉士等の配置、精神障害者等の受け入れに係るノウハウの普及や対応力の強化に取り組むことにより、精神障害者等を受け入れたための強化に重点を置き、精神障害者向けの訓練コース設定を促進し、精神障害者等を受け入れるための強化に取り組むことをする。

定に重点を置き、精神障害者向けの訓練コース設定を促進し、精神障害者等を受け入れるための強化に取り組むことをする。

さらに、民間企業等に対して委託する障害者委託訓練の実践能力習得訓練の内容

定についても、就職に結びつきやすい実践能力習得訓練の内容

体制整備に努める。定についても、就職に結びつきやすい実践能力習得訓練の内容

## 五

(2)	(1)	(3)
求職者支援訓練の内容	求職者支援訓練の対象者数等	、訓練内容や就職支援の充実を図りながら、引き続き推進するものとする。
求職者支援訓練について、基礎的能力を習得する職業訓	規雇用労働者自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けたるため、訓練認定規模四万八千四百四十人を上限とする。また、雇用保険適用就職率は、基礎コースで五十八パーセント、実践コースで六十三パーセントを目指す。	つつ、委託元である都道府県が関係機関と連携を図り、対象となる障害者の確保、法定雇用率が未達成である企業や障害者の雇用の経験の乏しい企業を含めた委託先の新規開拓に取り組む。また、障害者委託訓練のうち知識・技能習得訓練コ
(1)	求職者支援訓練の対象者数及び就職率に係る目標	ースにおいて就職した場合の経費の追加支給を実施するなど、訓練の訓練コースの見直しを行うものとする。障害者に対する公共職業訓練の実施のための取組
(2)	計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、非正規雇用労働者自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、二万七千六百十三人に訓練機会を提供するため、訓練認定規模四万八千四百四十人を上限とする。	、障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練の訓練コースのうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るほか、当該公共職業訓練の受講者に対し、公共職業安定所等との連携強化の下、当該公共職業訓練の開始時から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図るものとする。

練（基礎コース）及び実践的能力を習得する職業訓練（実践コース）を設定する。  
その際、成長分野・人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。育児中の女性等で再就職を目指す者、東日本大震災の被災者、未就職のまま卒業することとなつた新規学卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、さらには短時間労働者等の不安定就労者、就職氷河期世代の者の中不安定な就労に就いている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。特に出産・育児を理由とする離職者については、育児と職業訓練の両立を支援するため、短時間の訓練コース及び託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

訓練認定規模は、次のとおりとする。

イ 基礎コース	実践コース	訓練認定規模の五十パーセント程度
実践コースのうち、介護系、医療事務系及び情報系の三分野の割合は、地域の実情に応じて設定するものとする。	実践コースのうち、介護系二十パーセント程度、医療事務系五パーセント程度とし、実践コース全体の訓練認定規模に占める各分野の下限の三十五パーセント程度及び情報系五パーセント程度とする。	訓練認定規模の五十パーセント程度

夫に応じて主体的に独自の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域を念頭に置いた訓練等を設定するものとする。ただし、都道府県の地域職業訓練実施計画で設定する地域ニーズ枠の範囲で、公共職業訓練へ離職者訓練の訓練規模、分野及び時期も踏まえた上で、都道府県の都道府県の地域ニーズ枠の設定に当たつては、公共職業訓練実施計画で設定する地域ニーズ枠を全ての地域を念頭に置いて、各地域の状況や実施計画で定めた割合以下の範囲で当該都道府県で求職者支援訓練のうち、次の値を上限として地域職業訓練認定規模の十パーセント以内で設定をするものとする。

援訓練に新規参入となる職業訓練を認定する。

イ 基礎コース 二十分

実践コース 二十ペーセント

注 口 求職者支援訓練は、地域職業訓練実施計画に則して、一箇月ごと又は四半期ごとに認定する（地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない。）ものとする。

申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、次

のとおり認定するものとする。

イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから認定するものとする。

ロ イ以外について、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定するものとする。

注 本計画において示した内容は、全国での目標であり、地域職業訓練実施計画においては、次の(イ)又は(ロ)に掲げる事項を除き、地域訓練協議会での議論を踏まえ、地域

(ロ) の実情に応じて異なる設定とすることができる。  
(イ) 都道府県別の訓練認定規模を超えてはならないこと

。及び新規参入枠は右に掲げた値を超えてはならないこと  
。対象期間における新規参入枠以外の設定数へ以下「実績枠」という。「に対する認定申請が、当該実績枠の残余を、当該申請の上限を下回る場合は、当該実績枠とすることも可能とする」とともに、公的職業訓練全体の訓練規模、分野及び時期において公的職業訓練の実施に当たり留意すべき事項等

実施二

訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、機関の団体、労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。また、結果や地域の人材ニーズを踏まえた改善のための不断の取り組みが実施されたい。

このため、令和二年度においても、地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとするほか、地域の産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキングチームを開催するに当たっては、都道府県労働局、公共職業安定所、地方公共団体を踏まえて訓練内容の検討を行うワーキングチームを開催する。

また、公共職業能力開発施設は、公共職業訓練を実施するに当たっては、都道府県労働局、公共職業安定所と連携し、公共職業能力開発施設は、都道府県労働局、公共職業訓練の受講者の就職支援を実施するなどして、労使団体等関係機関により構成される協議の場を活用し、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が質及び量の調整を行なうものとしている。

十分に実施されるよう検討、協議及び必要な調整を行なうものとしている。

、労使団体等関係機関により構成される協議の場を活用し、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が質及び量の調整を行なうものとしている。

さらには、公共職業能力開発施設は、都道府県労働局、公共職業訓練の受講者の就職支援を実施するなどして、労使団体等関係機関により構成される協議の場を活用し、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が質及び量の調整を行なうものとしている。

、労使団体等関係機関により構成される協議の場を活用し、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が質及び量の調整を行なうものとしている。

、労使団体等関係機関により構成される協議の場を活用し、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が質及び量の調整を行なうものとしている。

、労使団体等関係機関により構成される協議の場を活用し、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が質及び量の調整を行なうものとしている。

、労使団体等関係機関により構成される協議の場を活用し、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が質及び量の調整を行なうものとしている。

方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。